平成２８年（再イ）第４２号
愛知県知立市宝２丁目５－９　クラシエ知立405
再生債務者　清柳健一朗
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月９日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２８年（再イ）第５０号
愛知県刈谷市重原本町２丁目２番地１　ユーハウス刈谷重原104号
再生債務者　黒川　　忠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月９日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２８年（再イ）第３７号
兵庫県伊丹市御願塚２丁目１番13号　サングレイス　イタミＦ号
再生債務者　川崎　達也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月９日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２７年（再イ）第６８号
兵庫県西宮市北六甲台４丁目16番６号
再生債務者　成田　理恵
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月９日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２７年（再ロ）第２号
兵庫県西宮市北六甲台４丁目16番６号
再生債務者　成田　英俊
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月９日　神戸地方裁判所尼崎支部

裁決取消訴訟の判決確定の公告

東京弁護士会が同会所属弁護士太田真也会員（登録番号37657）に対してなした懲戒処分（業務停止１月・平成26年８月10日告知）につき、本会がこれに対する審査請求を棄却する旨の裁決を行ったところ（平成27年２月14日告知）、同人から裁決取消しの訴えが提起され、平成28年５月24日、東京高等裁判所において原告の請求を棄却する旨の判決が、また、平成28年10月20日、最高裁判所において上告を棄却する及び上告審として受理しない旨の決定がなされ、上記東京高等裁判所判決は同日確定した。よって本会は、これを懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第７号の規定により公告する。
平成28年11月22日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

沖縄弁護士に関する政令第10条において準用する弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。
記
1　処分をした弁護士会　沖縄弁護士会
2　処分を受けた沖縄弁護士
氏　　名　下地昭一朗
登載番号　12
事 務 所　沖縄県那覇市楚辺１－８－32
下地昭一朗沖縄弁護士法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
平成28年10月22日
平成28年11月８日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

沖縄弁護士に関する政令第10条において準用する弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。
記
1　処分をした弁護士会　沖縄弁護士会
2　処分を受けた沖縄弁護士
氏　　名　平良　賴夫
登載番号　15
事 務 所　沖縄県那覇市楚辺１－12－15
町田アパート302
平良賴夫沖縄弁護士法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
平成28年10月22日
平成28年11月８日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

沖縄弁護士に関する政令第10条において準用する弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。
記
1　処分をした弁護士会　沖縄弁護士会
2　処分を受けた沖縄弁護士
氏　　名　池村　俊昭
登載番号　21
事 務 所　沖縄県浦添市西原５－10－８
シャトレ比嘉301
池村俊昭沖縄弁護士法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
平成28年10月22日
平成28年11月８日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

沖縄弁護士に関する政令第10条において準用する弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。
記
1　処分をした弁護士会　沖縄弁護士会
2　処分を受けた沖縄弁護士
氏　　名　與儀　幸久
登載番号　８
事 務 所　沖縄県那覇市寄宮１－８－52－１階
與儀幸久沖縄弁護士法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
平成28年10月23日
平成28年11月８日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

沖縄弁護士に関する政令第10条において準用する弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。
記
1　処分をした弁護士会　沖縄弁護士会
2　処分を受けた沖縄弁護士
氏　　名　仲間　辰雄
登載番号　10
事 務 所　沖縄県沖縄市美里４－24－14
仲間辰雄沖縄弁護士法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
平成28年10月24日
平成28年11月８日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

沖縄弁護士に関する政令第10条において準用する弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。
記
1　処分をした弁護士会　沖縄弁護士会
2　処分を受けた沖縄弁護士
氏　　名　松田　朝徳
登載番号　14
事 務 所　沖縄県沖縄市諸見里３－１－１
松田朝徳沖縄弁護士法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
平成28年10月24日
平成28年11月８日　　日本弁護士連合会

農業協同組合法第73条第４項で準用する法第64条の２の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、所管の行政庁に、その旨の届出をされたい。
なお、当該農事組合法人が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。
平成28年11月22日
群馬県知事　大澤　正明
記
農事組合法人泉沢共同稚蚕飼育組合
群馬県前橋市泉沢町寺前24番地の２
農事組合法人室沢才二種蚕共同飼育組合
群馬県前橋市粕川町室沢380番地の２